

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に係る事務手続要領

制 定 令和5年2月21日付第202200273193号

最終改正 令和7年3月7日付第2400300142号

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課長通知

本要領は、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第3-2及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和6年10月31日付6消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）に基づき、知事が飼養衛生管理基準の遵守、豚熱ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場（以下「認定農場」という。）において、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適時性および適切性に係る要件を満たすと判断して都道府県知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）が行う豚熱ワクチン接種に係る事務手続きを定めるものである。

1 登録飼養衛生管理者

(1) 研修会及び名簿への登録

ア 防疫指針の参考 別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱（以下「研修会要綱」という。）」に定める研修会の対象者に対して行う、研修会要綱3の(1)に定める研修は、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）が実施する（参考様式1：受講申込書）。家保は、研修時に本人確認書類により、本人確認を行う。

イ 研修会要綱4に定める修了証（参考様式2）の交付は、家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）が行うとともに、修了証を交付した者を家畜防疫課に報告する（参考様式3）。なお、その際には、留意事項15の1に定める要件について、意見を付す。

ウ 家畜防疫課長はイの意見を参考に、修了証の交付を受けた者を、登録飼養衛生管理者として、研修会要綱4の(3)に定める名簿（参考様式4。以下「登録名簿」という。）に登録する。

エ 登録名簿への登録期間は、研修終了日の翌年度末までとする。

オ 新たに登録を希望する者があった場合は、家保はその都度、研修会要綱に基づく研修を実施する。

(2) フォローアップ研修

ア 研修会要綱5に定めるフォローアップ研修は、毎年1回以上、原則として毎年2月末までに、家保が開催する。その際、フォローアップ研修の受講者に対し、翌年度の登録名簿への記載希望について調査する。

イ 所長は、フォローアップ研修の受講者を家畜防疫課長に報告する（参考様式5）。

(3) 登録名簿の作成

家畜防疫課長は(1)のイ及び(2)のイの報告を踏まえ、年度毎に登録名簿を作成し、所長に通知する。

(4) 登録名簿の記載事項の変更

登録名簿の記載事項に変更が生じる場合は、登録飼養衛生管理者又は当該登録飼養衛生管理者が従事する認定農場の所有者は、速やかに記載事項変更届（参考様式6）を認定農場の所在地を管轄する家保（以下「管轄家保」という。）の所長に届け出る。

なお、社内異動等により、登録飼養衛生管理者が従事する認定農場を変更する場合（変更前後の認定農場が鳥取県内に限る。）は、3の(6)の手続きをすることができる。

(5) 登録名簿からの除外

ア 退職や県外への転出等により登録名簿から除外を希望するときは、登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者は、除外届（参考様式7）に必要事項を記入し、管轄家保の所長に提出する。所

長は家畜防疫課長に進達する。

イ 家畜防疫課長は、登録飼養衛生管理者が次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する場合には、その登録を除外することとする。

（ア）登録飼養衛生管理者名簿への登録期間が終了したとき

（イ）アの申請がされたとき。

（ウ）登録飼養衛生管理者が死亡し、もしくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき

（エ）偽りその他不正の手段により登録名簿へ記載を受けたことが判明したとき

（オ）罰金以上の刑に処されたとき等、登録名簿から除外すべきと家畜防疫課長が判断したとき

（６）研修の受講履歴

登録飼養衛生管理者は自らの研修受講履歴の開示を求めるときは、管轄家保の所長に申請する（参考様式８－１）。所長は申請者に対し、鳥取県での研修受講履歴を通知するものとする（参考様式８－２）。

２ 認定農場

（１）認定を受けようとする農場は、留意事項１５の３に定める作業手順書を作成する。

（２）認定を受けようとする農場の所有者は、申請書（参考様式９）に（１）で作成した作業手順書を添付して、知事に認定申請する。なお、申請書類は農場を管轄する家保に提出する。

（３）所長は認定申請書を受理した場合は、留意事項１５の２に定める要件について、意見を付して家畜防疫課に副申する。

（４）家畜防疫課長は（３）の意見を参考に、留意事項１５の２に定める要件を満たすと判断した場合、認定農場として認定するとともに、認定証を申請者に交付する。

（５）農場の認定に有効期限は定めないが、家畜防疫員や知事認定獣医師は留意事項１６に基づく診察のための農場訪問や留意事項２０の２に基づく原則年１回以上の立入検査の際に、農場の認定要件である飼養衛生管理基準の遵守状況や豚熱ワクチン管理状況、ワクチン接種が適時・適切にできているか等について確認、指導する。

（６）認定農場の所有者は、認定申請時の記載内容（知事認定獣医師の変更及び登録飼養衛生管理者の変更を除く。）に変更が生じる場合は、速やかにその旨を当該農場の管轄家保に届け出る（参考様式１０）。

（７）認定農場が廃業した場合は、家畜防疫課長が認定を取消す。

（８）認定農場を廃止した場合又は認定農場が廃業した場合は、認定証を知事に返納する。

３ 豚熱ワクチン使用許可

（１）登録名簿に掲載された登録飼養衛生管理者は、法第５０条に基づく豚熱ワクチンの使用許可（以下「使用許可」という。）を、農場の管轄家保を経由して知事に申請する（参考様式１１－１、１２）。

ただし、知事認定獣医師の指示・監督を受ける認定農場に限り、所有者が登録飼養衛生管理者の申請を取りまとめて申請することもできることとする（参考様式１１－２、１２）。この場合、当該認定農場の管轄家保を経由して申請することとし、管轄家保ごとに複数の認定農場を取りまとめて申請することができる。

（２）所長は使用許可の申請書類を受理した場合は、家畜防疫課へ進達する。

（３）家畜防疫課長は、留意事項２０の１の要件を満たすと判断した場合に、豚熱ワクチンの使用を許可するとともに、所長を経由して許可書を申請者に交付する。

（４）豚熱ワクチンの使用許可期限は、会計年度を区切りとする。４月１日から認定農場において登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を希望する場合は、原則として前年度の３月１５日までに使用許可の申請書を提出する。

（５）豚熱ワクチンの使用許可の対象は認定農場で従事する登録飼養衛生管理者であることから、認定農場において登録飼養衛生管理者に追加や変更等があった場合は、新たな登録飼養衛生管理者は使

用許可の申請を行う必要がある。

(6) 許可事項の変更

許可書の交付後に許可事項に変更がある場合は、予め(1)に準じて知事に申請する。

なお、1の(4)のとおり、社内異動等により登録飼養衛生管理者が従事する認定農場を変更する場合(変更前後の認定農場が鳥取県内に限る。)であって、変更後に従事する認定農場(知事認定獣医師の指示・監督を受ける農場に限る)に係る使用許可がされている場合は、登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者は、登録名簿の記載事項変更届と併せて使用許可の変更を申請することができる(参考様式11-3、12)。この場合、原則として管轄家保を経由して申請するが、関係する認定農場の所在地により管轄家保が複数になる場合は、いずれかの家保を経由して申請することができる。なお、家保は、当該登録飼養衛生管理者に対し、ワクチン使用の変更が許可されるまで、変更後の農場ではワクチン接種に従事しないよう指導すること。

(7) 使用許可の辞退

退職や県外への転出等により使用許可を辞退するときは、登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者は、豚熱ワクチン使用許可辞退届(参考様式13-1)に必要事項を記入し、管轄家保の所長に提出する。所長は家畜防疫課長に進達する。

登録名簿からの除外と併せて届け出るときは、除外届兼辞退届(参考様式13-2)としても差し支えない。

4 豚熱ワクチン接種票

- (1) 家畜防疫員又は知事認定獣医師は、認定農場で従事する登録飼養衛生管理者から豚熱ワクチン接種票の交付を求められた場合は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第18条の規定に準じて、適切に診察したうえで交付する。
- (2) 豚熱ワクチン接種票を交付する際の診察の頻度は原則として1か月に1回を目安とするが、認定農場における飼養頭数規模、接種頻度、飼養衛生管理の状況、他の疾病の発生状況、他の案件での農場訪問実績等を考慮し、当該頻度を2か月に1回まで延長することを可能とする。
- (3) 知事認定獣医師は、交付した豚熱ワクチン接種票の写しを速やかに当該認定農場の管轄家保へ提出する。

5 接種実績報告及び豚熱ワクチン受渡し等

- (1) 認定農場で従事する登録飼養衛生管理者は、毎月10日までに、次の事項を家保に報告する(参考様式14)。なお、知事認定獣医師の指示・監督を受ける認定農場の場合は、知事認定獣医師が報告する。
 - ア 前月の豚熱ワクチン接種実績頭数及び豚熱ワクチン使用数量
 - イ 翌月並びに翌々月の豚熱ワクチン接種計画及び豚熱ワクチン使用予定数量
- (2) 認定農場で従事する登録飼養衛生管理者は、原則として1か月に1回、使用済みの豚熱ワクチン容器を家保に返却する。使用済み容器の返却があった場合、家畜防疫員は(1)に基づき使用実績等を突合すること。なお、知事認定獣医師の指示・監督を受ける認定農場の場合は、知事認定獣医師の指示に従うこと。
- (3) 家保は、原則として1か月に1回、翌月分の接種予定数に見合った豚熱ワクチン数を認定農場で従事する登録飼養衛生管理者に受け渡す。知事認定獣医師の指示・監督を受ける認定農場の場合は、ワクチンの受渡方法について知事認定獣医師と家保で協議することとする。
- (4) (1)の報告並びに(2)及び(3)の使用済み容器の返却と豚熱ワクチンの受渡しは、認定農場で従事する複数名の登録飼養衛生管理者分をまとめることも可能とする。

6 その他

- (1) 登録飼養衛生管理者が家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に違反したとき又は認定農場が要件

に違反したときに、登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定の取消しを行う場合（２の（６）を除く）は、留意事項２１及び鳥取県行政手続条例に基づき事務を行う。

（２）このほか本事務については、農林水産省消費・安全局動物衛生課が定める「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種についてのＱ＆Ａ」を参考に行うものとする。

附 則

本要領は令和５年２月２１日から施行する。ただし、令和５年４月１日以降は、この要領中「畜産課」とあるのは「家畜防疫課」と、「畜産課長」とあるのは「家畜防疫課長」と、「農林水産部長」とあるのは「家畜防疫課長」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和６年６月７日から施行する。

附 則

この改正は、令和７年３月７日から施行する。

(参考様式 1)

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会
受 講 申 込 書

申込年月日	年	月	日
氏名			
生年月日			
住所			
連絡先			
飼養衛生管理者として 従事する農場	(農場名) (農場住所)		
飼養状況	(年 月 日現在) 飼養頭数 頭 種雄豚 (育成含む) 頭 母豚 (育成含む) 頭 肥育豚 頭 その他 頭		
備考			

＜家保使用欄＞

本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・その他（ ）
確認者	

(参考様式2)

文書番号

第〇〇〇〇号

年 月 日

修 了 証

氏 名 (年 月 日生)

上記の者を、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」3の(3)に規定する課程を修了したことを証する。

修了番号

各家保で管理する番号

修了番号

号

修了日

年

月

日

鳥取県〇〇家畜保健衛生所

所長 〇〇 〇〇

修了証交付者の一覧

[illegible]

登録飼養衛生管理者の名簿

[illegible]

フォローアップ研修の受講者等

[illegible]

(参考様式6)

年 月 日

鳥取県知事 様

(登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者)

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名)

登録名簿の記載事項の変更について (届出)

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)の参考の別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」の6に基づき、登録飼養衛生管理者の名簿の記載事項に変更が生じるため、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

変更内容	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日
備考	

(変更の内容の例) 住所、氏名、連絡先の変更 等

2 本届出に係る問合せ担当者

氏 名 :

連絡先 : (電話番号)

(電子メール)

(参考様式7)

年 月 日

鳥取県知事 様

(登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者)

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名)

登録名簿からの除外届

豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿からの除外について届け出ます。

記

- 1 除外者氏名、研修会修了番号及び修了年月日
〇〇〇〇 (修了番号 号、修了日 年 月 日)
- 2 除外理由
- 2 本届出に係る問合せ担当者
氏 名 :
連絡先 : (電話番号) (電子メール)

(参考様式8－1)

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 様

(登録飼養衛生管理者)

住所

氏名

連絡先 (電話番号)

(電子メール)

登録飼養衛生管理者に係る研修の受講履歴について (依頼)

登録飼養衛生管理者に係る研修について、私の受講履歴を確認したいので、開示をお願いします。

記

修了番号 号

修了日 年 月 日

(参考様式8－2)

番 号
年 月 日

(登録飼養衛生管理者) 様

〇〇家畜保健衛生所長 〇〇

登録飼養衛生管理者に係る研修の受講履歴について（通知）

年 月 日付けで依頼のあった登録飼養衛生管理者に係る研修の受講履歴は下記のとおりです。

記

区分	修了・受講日	備考
登録のための研修	年 月 日	修了番号 号
フォローアップ研修	年 月 日	

※必要に応じて行を追加する。

(参考様式9)

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 様

(認定を受けようとする農場の所有者)
住所
氏名
(法人の場合は代表者の職氏名)

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく農場の認定について (申請)

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 (令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。) 第3-2の1の(3)の②に定める農場として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、防疫指針留意事項の認定要件を満たさなくなった場合及び家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督を遵守できない場合に、認定を取り消されても異議申し立てを一切行いません。

記

1 申請する農場の概要 (複数ある場合は別紙でも可)

認定農場名	
住所	
電話番号	
飼養規模	
知事認定獣医師の氏名又は名称	
登録飼養衛生管理者の氏名、生年月日、修了番号	

※知事認定獣医師がいない場合 (家畜防疫員の指示・監督を受ける場合) は空欄で可。

※農場に登録飼養衛生管理者が複数人いる場合は全員を記載すること (別葉でも可)。

2 飼養衛生管理基準の遵守状況

不遵守事項 (いずれかに○)	ありの場合の今後の改善方針
なし ・ あり	

3 添付書類

作業手順書

4 本申請に係る問合せ担当者

氏 名:

連絡先: (電話番号)

(電子メール)

(参考様式10)

年 月 日

鳥取県知事 様

(認定農場の所有者)

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名)

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく農場の認定に係る変更について (届出)

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)第3-2の1の(3)の②に定める農場について、認定申請時の申請事項に変更が生じるため、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

認定農場名	
変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日
備考	

(注意事項)

- ・変更事項を確認できる書類を添付すること
- ・手順書の大幅な変更のために変更届を提出する場合は、変更前及び変更後両方の手順書を添付すること

2 本届出に係る問合せ担当者

氏 名 :

連絡先 : (電話番号)

(電子メール)

(参考様式 1 1 - 1)

年 月 日

鳥取県知事 様

(登録飼養衛生管理者)

住所

氏名

(複数名の場合は代表者を記載し、「他〇名」と記載すること。)

豚熱ワクチン使用許可(変更)申請書

家畜伝染病予防法第50条の規定により、家畜伝染病予防法施行規則第57条で指定される豚熱ワクチンの使用の許可を受けたいので、下記のとおり(変更)申請します。

なお、防疫指針留意事項に定める登録飼養衛生管理者に対する使用許可要件を遵守できない場合に使用許可を取り消されても異議申し立ては一切行いません。

記

1 接種予定認定農場

農場名

住 所

※農場名は認定証の農場名と同一とすること

2 接種を行う登録飼養衛生管理者

修了番号	氏名

※複数の場合は全員を記載すること(別葉でも可)。

3 添付書類

ワクチン接種計画(年間)

※変更申請時、接種計画に変更がない場合は省略可

4 本申請に係る問合せ担当者

氏名:

連絡先:(電話番号)

(電子メール)

鳥取県知事 様

(認定農場の所有者)

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名)

豚熱ワクチン使用許可(変更) 申請書

下記3の者に対し、家畜伝染病予防法第50条の規定により、家畜伝染病予防法施行規則第57条で指定される豚熱ワクチンの使用の許可を受けたいので、登録飼養衛生管理者をとりまとめて下記のとおり(変更)申請します。

なお、防疫指針留意事項に定める登録飼養衛生管理者に対する使用許可要件を遵守できない場合に使用許可を取り消されても異議申し立ては一切行いません。

記

1 接種予定認定農場

農場名

住 所

※農場名は認定証の農場名と同一とすること

※管轄家保が同じ複数農場を取りまとめて申請する場合は、各認定農場において従事する飼養衛生管理者がわかるように記載した別葉の添付でも可。

2 接種を行う登録飼養衛生管理者

修了番号	氏名

※複数の場合は全員を記載すること(別葉でも可)。

3 指示・監督を受ける知事認定獣医師の氏名又は名称

4 添付書類

ワクチン接種計画(年間)

※変更申請時、接種計画に変更がない場合は省略可

5 本申請に係る問合せ担当者

氏名:

連絡先:(電話番号)

(電子メール)

鳥取県知事 様

(登録飼養衛生管理者又は認定農場所有者)
住所
氏名
(法人の場合は代表者の職氏名)

登録名簿の記載事項の変更届(従事農場の変更)及び豚熱ワクチン使用許可変更申請書

登録飼養衛生管理者の従事する農場に変更が生じるため、下記のとおり届け出ます。

併せて、家畜伝染病予防法第50条の規定により家畜伝染病予防法施行規則第57条で指定される豚熱ワクチンの使用許可の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、防疫指針留意事項に定める登録飼養衛生管理者に対する使用許可要件を遵守できない場合に使用許可を取り消されても異議申し立ては一切行いません。

記

1 登録名簿記載事項(従事農場)の変更

変更内容※	
変更理由	
変更年月日	
備考	

※別業でも可。社内異動による農場間異動の場合、異動する者とし、しない者を分かりやすく記載すること。

2 接種する登録飼養衛生管理者

認定農場名	修了番号	氏名

※複数の場合は全員を記載すること(別業でも可)。

※農場名は認定証の農場名と同一とすること

3 指示・監督を受ける知事認定獣医師の氏名又は名称

4 添付書類

ワクチン接種計画(年間)

※接種計画に変更がない場合は省略可

5 本申請に係る問合せ担当者

氏名

連絡先:(電話番号)

(電子メール)

(参考様式12)

○年度豚熱ワクチン接種計画（年間）

認定農場名：_____

接種予定月	接種頭数	内訳				備考
		繁殖雌豚	種雄豚	肥育	その他	
計						

(参考様式13-1)

年 月 日

鳥取県知事 様

(登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者)

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名)

豚熱ワクチン使用許可辞退届

豚熱ワクチンの使用許可について、下記のとおり辞退します。

記

- 1 辞退者氏名、研修会修了番号及び修了年月日
〇〇〇〇 (修了番号 号、修了日 年 月 日)
- 2 辞退理由
- 2 本届出に係る問合せ担当者
氏 名 :
連絡先 : (電話番号) (電子メール)

(参考様式13-2)

年 月 日

鳥取県知事 様

(登録飼養衛生管理者又は認定農場の所有者)

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名)

登録名簿からの除外届及び豚熱ワクチン使用許可辞退届

下記のとおり、豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者名簿からの除外について届け出るとともに、豚熱ワクチンの使用許可について辞退します。

記

- 1 対象者氏名、研修会修了番号及び修了年月日
〇〇〇〇 (修了番号 号、修了日 年 月 日)
- 2 理由
- 2 本届出に係る問合せ担当者
氏 名 :
連絡先 : (電話番号) (電子メール)

(参考様式14)

報告年月日： _____

ワクチン接種実績報告（農家ごと、1か月ごとに記載）

認定農場 名称： _____

接種 年月	農場の名称	登録飼養 衛生管理 者	ワクチンの使用実績（本数）												使用計画（本数）				ワクチン接種の詳細				
			所有数 （前月繰越）		家保からの 受取数		接種数 （使用数）		破損等によ る廃棄数		家保への 返却数		残数 （翌月繰越）		翌月 （必要数）		翌々月 （必要数）		接種 戸 数	接種頭数内訳（頭数）			
			20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス	20 ト-ス	50 ト-ス		繁殖 雌豚	種雄 豚	肥育 豚	その 他
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0